

くらし・健康・福祉

**【六日町・塩沢地域】
3月9日(日)に可燃ごみ処
理施設の受け入れを休止
します**

可燃ごみ処理施設では3月9日(日)に施設の点検のため、ごみの受け入れを休止します。六日町・塩沢地域の人は可燃ごみ処理施設にごみを持ち込まないようご協力をお願いします。(不燃ごみ処理施設は通常通り受け入れます)

☎782・0339

「ごみは分別して出しましょう」

市の不燃ごみ処理施設で収集したごみから発火する事故が発生しました。

全国でもまちがったごみの出し方が原因と思われるごみ処理施設などの火災事故が発生しています。「分別が面倒くさい」「少しくらいならいいだろう」が大きな火災事故につながります。

ごみ処理事業は生活を支える重要な業務です。ごみの分別ルールをあらためてご確認

いただき、適正な分別をお願いします。

▲注意点

・使い捨てライターは、中身を切ってもえるごみで出してください。
・スプレー、ガス缶は使い切り、各地域の「ごみの分け方・出し方ガイドブック」に従って出してください。

☎廃棄物対策課

☎782・0339



発火事故のあった収集したごみ

要介護認定者の おむつに係る医療費控除

おむつ代について確定申告で医療費控除を受けるには、医師が発行する「おむつ使用証明書」が必要です。医師が発行する「おむつ使用証明書」に代わる書類として、要介護認定の際に提出された主治医意見書の内容を、市が確認の上発行する「確認書」で医療

費控除を申告することもできます。

対象者で、確認書が必要な人は窓口で申請してください。
※確認書の発行には10〜15分程度時間がかかります
確認書の発行対象者(市から証明を受ける場合)

①おむつ代の医療費控除を受けるのが1年目の人

おむつを使用した当該年以降に受けた要介護認定期間(連続して複数ある場合は合算)が6か月以上となる場合、その審査に当たり作成された主治医意見書(当該複数の認定に係るすべてのもの)において、「障害高齢者の日常生活自立度(寝たきり度)」「や」「失禁への対応」に関する状態が要件を満たしていること。

②おむつ代の医療費控除を受けるのが2年目以降の人

おむつを使用した当該年に作成された主治医意見書(当該年に主治医意見書が作成されていない場合は、当該年に受けていた要介護認定(有効期間が13か月以上のもにに限る)の審査に当たり作成された主治医意見書)において、①に掲げる要件を満たしてい

ること。

申請窓口 介護保険課、大和・塩沢市民センター

確認書を発行できない場合

①・②の内容が確認できない場合は市役所では確認書を発行できません。希望者には医師が発行する「おむつ使用証明書」の用紙を窓口で配布するので、医療機関に依頼してください。

☎申介護保険課 介護保険係

☎773・6675

予防接種などのお知らせ

☎保健課

☎773・6811

子宮頸がんワクチン キャッチアップ接種の 経過措置(令和7年度)

対象者

①キャッチアップ対象者(平成9年度〜19年度生まれの女性) ②平成20年度生まれの女性
①と②のうちキャッチアップ接種期間中に1回以上接種している人

※対象者には案内を送ります

自己負担額 無料

経過措置期間 令和7年度中

(対象者は公費で残りの接種を完了できます)

高齢者带状疱疹ワクチン の定期接種化(令和7年度)

対象者 令和7年度に65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳、101歳以上で、これまでに带状疱疹予防接種を受けたことがない人

自己負担額 未定

実施期間 令和7年度中

※市独自の助成事業(50歳以下対象)は継続予定です

風しん抗体検査・風しん第5期の 予防接種(令和6年度終了)

対象者 昭和37年4月2日〜昭和54年4月1日生まれの男性

※対象者にはクーポン券を令和6年1月に送付しています

自己負担額 無料

実施期間 2月28日まで

高齢者新型コロナウイルス感染 症予防接種(令和6年度)

対象者 65歳以上

※接種券は発行していません

自己負担額 3,350円

接種期間 3月31日まで